

別紙

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例に基づく指示の基準

1 指示の基準

- (1) 岐阜県風俗案内業の規制に関する条例（平成 26 年岐阜県条例第 40 号。以下「条例」という。）又は岐阜県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成 26 年岐阜県公安委員会規則第 6 号。以下「規則」という。）の規定に違反する行為が行われた場合は、その行為が清浄な風俗環境を害し、若しくは青少年の健全な育成に障害を及ぼすもの又は風俗案内業者による不当なものではないと明らかに認められるときを除き、条例第 14 条の規定に基づき、指示するものとする。ただし、風俗案内業の廃止を命じる場合は指示を行わないこと。

なお、条例第 5 条で規定する欠格事由に該当する違反行為を行い刑が確定した場合は、条例第 15 条で規定する廃止命令又は停止命令の対象であり、指示の対象ではないので留意すること。

- (2) 指示は、比例原則にのっとって行うこと。
- (3) 指示は、営業者に過大な負担を課さないものとする。
- (4) 指示の内容は、違反行為と関連性のあるものとする。
- (5) 指示は、1 回の違反について 1 回行うものとする。

2 指示の手續

指示を行う際には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 8 年岐阜県公安委員会規則第 4 号）第 20 条に規定する弁明通知書を交付し、風俗案内業者に対し弁明の機会を付与すること。ただし、技術的な基準に従うことを指示することによって課される義務の内容が著しく軽微である場合は、岐阜県行政手続条例（平成 7 年岐阜県条例第 36 号）第 13 条第 2 項第 5 号の規定により弁明の機会の付与は要しない。

3 指示の内容

- (1) 違反状態が解消されていない場合は、当該違反状態を解消するために必要な指示をするものとする。この場合において、当該違反が、指示後直ちに解消されるべきであるが、それが困難なものであるときには、その態様に応じ、必要最小限度の猶予期間を設けるものとし、また、必要に応じ、違反状況を解消するための方法を盛り込むものとする。
- (2) 将来において類似の違反が行われることを防止するために必要な指示を行うものとする。
- (3) 状況に応じ、(1) 及び (2) の指示を併せて行い、清浄な風俗環境の保持並びに青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為及び風俗案内業者による不当な行為の防止を図るものとする。

4 指示を行った後の措置

指示を行った後は、指示に違反していないか否か確認し、指示に違反している場合には、停止命令等の処分を行うこと。